

仕様書

京都市中央卸売市場第二市場
(担 当 : 北 、 濱 口)

1 件名

消費税申告代理業務委託(中央卸売市場第二市場)

2 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 業務委託内容

京都市中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計の令和7年度(自令和7年4月1日、至令和8年3月31日)に係る税務処理に関する指導、助言等の業務及び消費税調査の対応並びに消費税の申告代理業務を委託する。

4 実施方法

受注者は、前条に規定する事項を次に定めるところにより誠実に行うものとする。

- (1) 発注者が所管する税務事務等について、指導、助言等を行う。
- (2) 前号の指導、助言等のうち、発注者が求めるものについては報告書を提出する。
- (3) 消費税の申告代理業務については、発注者から提示する資料に基づき、申告書類を作成、精査する等、発注者が実施する税務処理を代理する。
- (4) 前項の業務について、受注者は業務完了届を令和7年度の消費税の確定申告の終了後、請求時に発注者に提出する。
- (5) 確定申告後、税務署から中間申告の通知文が送付された場合は、発注者に転送する。

5 資格条件

- (1) 税理士法(昭和26年法律第237号)に規定する税理士又は税理士法人であることとし、税理士法第18条の登録を受けた者を本業務に配置すること。
- (2) 業務を行う税理士のうち、税理士法第45条(脱税相談等をした場合の懲戒)による懲戒処分を受けた者がいないこと。
- (3) 特別会計における消費税を熟知した税理士を配置し、発注者から緊急の依頼・相談に対する対応等が可能な者であること。

6 守秘義務

受注者は、当業務を履行するうえで知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 義務の履行の委託の禁止等

受託者は、受託業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することはできない。受託業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を発注者に報告して承認を受けること。受託者は、機密保持、知的財産権等に関して本仕様書が定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう必要な処置を実施し、発注者に報告して承認を受けること。

なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。

8 情報の開示と説明及び免責

- (1) 受注者は、発注者の委任業務の遂行に当たり、とるべき処理の方法が複数存在し、いずれかの方法を選択する必要があるとき及び相対的な判断を行う必要があるときは発注者に説明し、承諾を得なければならない。
- (2) 発注者が前項の受注者の説明を受け承諾をしたときは、当該項目につき、後に生じる不利益について受注者はその責任を負わない。

9 その他

この契約について疑義又は変更の必要が生じたときは、発注者、受注者協議のうえ、定めることとする。